

「ヨコハマ SDGs デザインセンター事業」運営事業者の選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「ヨコハマ SDGs デザインセンター事業」の運営事業者を公募により選定する場合の手続き等については、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務に対する具体的な提案
- (3) 実施体制
- (4) 類似業務実績
- (5) その他当該業務に必要な事項
- (6) 参考見積書

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) SDGs の達成・運営方針
 - (2) ヨコハマ SDGs デザインセンター事務局運営の実施
 - (3) 各種相談対応及びマッチング支援
 - (4) 試行的取組の実施
 - (5) 横浜市 SDGs 認証制度“Y-SDGs”の運営
 - (6) 組織運営・実施体制
 - (7) 中長期ビジョンの検討
 - (8) 企業としての取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員 長 温暖化対策統括本部長

副委員長 温暖化対策統括本部 SDGs 未来都市推進担当部長
委員 温暖化対策統括本部調整課担当課長
委員 都市整備局国際園芸博推進課担当課長
委員 経済局中小企業振興課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 欠席した評価委員の点数は無効とする

附 則

この要領は、令和6年1月30日から施行する。